

関西福祉大学 教育後援会 緊急奨学金給付規程

(主 旨)

第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会会則第2条及び第4条の規定に則り、本学の教育に関する事業を援助し、教育振興に寄与することを主旨とする。

(目 的)

第2条 この規程は、所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変や災害などにより学資の支弁に支障を来し、困難な状況に立ち至った学生に対し、緊急に奨学金を給付し、修学継続を支援することを目的とする。

(定 義)

第3条 関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程を教育後援会緊急奨学金給付規程（以下「教育後援会奨学金給付規程」という。）と称する。この規程により給付する奨学金を教育後援会緊急奨学金（以下「教育後援会奨学金」という。）と称し、奨学金を受ける者を教育後援会緊急奨学生（以下「教育後援会奨学生」という。）と称する。

(資 格)

第4条 教育後援会奨学金の給付を受けることができる者は、1年次から3年次の学生及び4年を超えて在学する卒業年次以外の学生で、本人の学資を主として負担している者が死亡、病臥、失業、倒産し、又は本人あるいは本人の学資を主として負担している者が地震、風水害などの災害を被りもしくは不慮の事故に遭遇するなどにより、修学の継続が著しく困難となり、緊急の援助が必要であると認められる者とする。

(募集及び採用)

第5条 教育後援会奨学生は、学生委員会の議を経て、教育後援会会長が採用を決定する。

2 教育後援会奨学生の募集及び採用は、当該年度の前期及び後期に分けて行い、採用は当該学期に限る。

3 教育後援会奨学生の採用回数は、本学在学中延4回を限度とする。

(給付額)

第6条 教育後援会奨学金の給付額は第5条第2項に規定する当該採用学期の授業料の不足額に相当する額とする。

(未納学費、後援会費への補填)

第7条 教育後援会奨学生の学費及び後援会費が未納の場合は、教育後援会奨学金を未納の学費及び後援会費に充当し、残額を給付する。

(やむを得ない事情、不測の事態)

第8条 第4条に例示した事態に準ずるやむを得ない事情があると認められる場合、又は不測の事態が生じた場合には、教育後援会会長は本規程に特別な措置を設け、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、教育後援会奨学生の資格並びに募集及び採用、教育後援会奨学金の給付額等について、弾力的に運用することができる。

(出 願)

第9条 教育後援会奨学金の給付を希望する者は、所定の教育後援会奨学生願書に必要書類を添えて、学生支援課まで提出しなければならない。

(併用給付の不可)

第10条 関西福祉大学授業料減免規程に規定する減免との同一採用期間における併用は認めない。

(資格の喪失)

第 11 条 教育後援会奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 休学、退学又は除籍となったとき
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
- (3) 第 9 条の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (4) その他、教育後援会奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき

(奨学金の返還)

第 12 条 第 11 条の規定により教育後援会奨学生が資格を喪失したとき、当該奨学生は当該学期に給付された教育後援会奨学金の全額を当該学期内に返還しなければならない。

(事務の所掌)

第 13 条 この規程に関する事務は、学生支援課が所掌する。ただし、給付に関する事項は、総務課が所掌する。

(施行細則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、教育後援会奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、学生委員会及び教育後援会委員会の議を経て、教育後援会長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。本規程の施行に伴い、「関西福祉大学教育後援会『卒業予定者対象貸付制度』(貸付金規程)」(旧規程)は廃止する。
2. 附則 1 の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までに旧貸付金規程により貸付を受けた者は、引き続き旧規程の適用を受けるものとする。
3. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
4. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。